

国民健康保険証の更新時期です！

10/1(月)から新しい保険証を使用してください



10月1日(月)から国民健康保険被保険者証（保険証）が新しくなります。新しい保険証は、9月30日(日)までに郵送します。国民健康保険は、加入者が納めた国民健康保険税（国保税）で病気やけがをしたときに助け合う公的健康保険制度です。

国保年金課国保係
☎995-1814

10/1以降の新保険証はフジ色になります

現在、使っているクリーム色の保険証の有効期限は9月30日(日)です。新しい保険証はフジ色です。

更新方法／新保険証を9月30日(日)までに市から対象の世帯に郵送します。10月になっても新しい保険証が届かない場合はご連絡ください。古い保険証は、世帯主が確実に破棄してください。市に返却する必要はありません。

郵送方法／普通郵便で郵送します。特定記録郵便または簡易書留での郵送を希望する方は、9月7日(金)までに国保年金課国保係へご連絡ください。

◇退職者医療制度

長年勤めていた会社を退職した方で、国保の退職者医療制度に該当する方には、対象者用の保険証を送ります。

～引っ越しや就職などをしたら届け出が必要～

国民健康保険に加入するときや脱退するとき、引っ越すときなどには、届け出が必要です。届け出は14日以内に自身か家族などの代理の方が行ってください。

【届け出時の持ち物】

- ①職場の健康保険をやめた（会社を辞めた）
 - ▶ 職場の健康保険をやめた証明書
- ②家族の職場の健康保険の被扶養者でなくなった
 - ▶ 被扶養者でなくなった証明書
- ③職場の健康保険に入った（会社に勤めた）
 - ▶ 国保の保険証、職場の健康保険の保険証（未交付の場合は職場の健康保険に加入した証明書）
- ④家族の職場の健康保険の被扶養者になった
 - ▶ 国保の保険証、家族の職場の健康保険の保険証（未交付の場合は被扶養者になった証明書）
- ⑤保険証をなくした・汚れて使えなくなった
 - ▶ 本人確認できるもの、認め印、汚れた保険証

国保税滞納者には短期者証、資格証明書を交付

国保税を滞納している方には、有効期限の短い国民健康保険短期被保険者証または国民健康保険被保険者資格証明書を交付します。

◇国民健康保険短期被保険者証

対象者には事前に、短期者証になることを通知します。その後、国保税を納付すると、通常の保険証が交付されます。

対象／特別な理由がなく、前年に国保税を滞納している方

有効期限／3カ月（一部6カ月）

◇国民健康保険被保険者資格証明書

資格証明書は10月2日(火)から交付します。その後、滞納している国保税を納付すると、短期者証または通常の保険証を交付します。

対象／特別な理由がなく、国保税を1年分以上滞納している方で、短期者証が交付されていない方

国保税を滞納すると制度の利用が制限されます

資格証明書の交付を受けた方が医療機関などにかかったときは、医療費の全額を医療機関などに支払う必要があります。支払った後、市役所で特別療養費の支給申請を行えば、7割分が支給されます。この7割分は滞納している国保税に充当することがあります。

資格証明書を交付されていて1年6カ月以上の滞納がある方は、医療費や葬祭費など保険給付の全部または一部の支払いが一時差し止められます。

～税金の納付に困ったときは相談を～

税金の納付に困ったら、市役所1階税務課へご相談ください。毎月第1・3水曜日は19時まで夜間納税相談を行っています。お気軽にご利用ください。

☎税務課 995-1811